

静 情 審 第 4 2 号
令和 7 年 3 月 4 日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 下田明宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年8月31日付け静公委相第2169号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

静岡県警察における特定の交流研修に関する調査資料及び静岡県議会宛てに提出された陳情書に対する報告に至った調査資料の非開示決定に対する審査請求（諮問第256号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和5年4月18日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、別記1 No.1に掲げる公文書の開示請求（以下「本件請求1」という。）を行い、同月21日、実施機関は、本件請求1を受け付けた。
- (2) 令和5年4月21日、審査請求人は、条例第6条の規定により、実施機関に対し、別記1 No.2に掲げる公文書の開示請求（以下「本件請求2」という。）を行い、同月27日、実施機関は、本件請求2を受け付けた。
- (3) 令和5年5月1日、審査請求人は、条例第6条の規定により、実施機関に対し、別記1 No.3に掲げる公文書の開示請求（以下「本件請求3」といい、本件請求1から本件請求3までを総称して「本件請求」という。）を行い、同月9日、実施機関は、本件請求3を受け付けた。
- (4) 令和5年5月2日、実施機関は、本件請求1について、本件請求1の対象となる文書（以下「請求対象公文書1」という。）を保有していないとして、公文書非開示決定（以下「本件決定1」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (5) 実施機関は、本件請求2について、形式上の不備があることから、令和5年5月2日から23日にかけて3回にわたり補正命令を行い、審査請求人は、各命令に対し、同月5日から23日にかけて、それぞれ補正書を送付した。最終的に、同月29日に実施機関が受け付けた23日付けの補正書により、開示請求内容は別記2 No.2のとおり補正された。
- (6) 実施機関は、本件請求3について、形式上の不備があることから、令和5年5月11日及び23日に補正命令を行い、審査請求人は、各命令に対し、同月15日及び23日、それぞれ補正書を送付した。最終的に、同月29日に実施機関が受け付けた23日付けの補正書により、開示請求内容は別記2 No.3のとおり補正された。
- (7) 令和5年6月7日、実施機関は、本件請求2及び本件請求3について、本件請求2及び本件請求3の対象となる文書（以下、別記2 No.2(1)の対象となる文書を「請求対象公文書2」と、別記2 No.2(2)の対象となる文書を「請求対象公文書3」と、別記2 No.3(1)の対象となる文書を「請求対象公文書4」と、別記2 No.3(2)の対象となる文書を「請求対象公文書5」という。）を保有していないとして、いずれも公文書非開示決定（以下、別記2 No.2(1)に係る決定を「本件決定2」と、別記2 No.2(2)に係る決定を「本件決定3」と、別記2 No.3(1)に係る決定を「本件決定4」と、別記2 No.3(2)に係る決定を「本件決定5」といい、本件決定1か

ら本件決定5までを総称して「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

- (8) 令和5年6月16日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により静岡県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行い、同月21日、諮問庁は、これを受け付けた。
- (9) 令和6年6月22日、諮問庁は、本件審査請求について、形式上の不備があることから、審査請求人に対し補正命令を行った。同年7月3日、審査請求人は補正書を送付し、同日、諮問庁は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部を開示するよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書、補正書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件決定において、実施機関は改めて調査をしているはずであり、その調査資料は存在しないはずがない。
- (2) 本件決定1、本件決定2及び本件決定4では、請求内容を満たす公文書は保有していないとされたが、弁明書によれば、調査結果通知文を作成したとのことである。当該通知文は請求対象公文書に該当すると考えられるため、開示を請求する。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件決定1、本件決定2及び本件決定4について

開示請求書に記載されている「令和4年9月12日付、静岡県警察本部監察課長からの、「英語が話せなくても問題ない。」と発言した事実は確認されませんでした、との返事」とは、令和4年8月20日付けで審査請求人から静岡県警察本部長宛てに提出された「監察依頼書 監察相談書」に対する調査結果通知文(以下「監察課長文書」という。)を指しており、監察課長文書の調査資料を対象公文書として特定し、監察課長文書を作成した所属(警務部監察課)において対象公文書の探索を行った。

警務部監察課において監察課長文書を作成した担当者によると、監察課長文書に係る作成資料は関係者からの聞き取りメモがあったが、監察課長文書を作成するため個人的に作成したメモであり、監察課長文書に調査結果として必要な部分を引用した後には、これらの記録は保存の必要がないとの判断により監察課長文書の決裁が完了したときに廃棄しており、開示請求時点では保有していなかったことを確認している。

当該資料は、職員の個人的な検討段階にとどまる文書であり、条例第2条第2項にいう「公文書」に該当しないことから、当然に保存期間は定められておらず、作成者個人の判断で廃棄することに問題はない。

審査請求人は、令和5年5月1日付け件名「抗議 全くの理不尽」内において、「報告書はすでにあるはずですから」とし、調査資料が公文書として存在するはずである旨を主張しているが、前記の理由により公文書として作成された調査資料は保有していなかった。

(2) 本件決定3及び本件決定5について

ア 開示請求書に記載されている「「主催者が作成した募集要項を職員にそのまま示すのが通例であり、本件においても、同様の対応が採られた」と、静岡県議会の文教警察委員会での発言」とは、令和4年6月11日付けで審査請求人から静岡県議会宛てに提出された「静岡県警察本部の不正に関する陳情書」に対する静岡県警察本部からの書面報告のことを指しており、当該書面に関する文書を対象公文書として特定した。

イ 陳情書に対する措置状況として、令和4年9月静岡県議会定例会文教警察委員会に対し、次のとおり書面により報告した。

(ア) 県警察では、他機関が主催する海外研修等の各種研修に職員を派遣するに当たっては、主催者が作成した募集要項を職員にそのまま示すのが通例であり、本件についても、同様の対応がとられたものと考えている。

(イ) 特定の警察職員から当時の〇〇警察署地域課長に対し、海外研修に必要な語学力についての質問があったため、同課長が警察本部に必要な語学力について問合せを行い、警察本部から「高度な語学力は必要ない。」との回答を得たため、同課長はその旨を当該職員に伝えたものである。

ウ 上記書面報告に関する文書（対象公文書）は、次の理由により保有していないと認められた。

(ア) 当該職員に係る海外研修の事務は平成23年度中に行われたものであり、公文書開示請求時点（令和5年4月21日及び同年5月1日）において、公文書の保存期間3年が経過しており、関係文書は既に廃棄されていた。

(イ) 他機関が主催する各種研修の募集要項の記載内容に、仲介者である実施機関が手を加える理由がなく、募集要項を改ざんして職員を錯誤に陥れてまで研修に参加させる必要性もない。いわば常識の範疇で静岡県議会文教警察委員会に書面報告したものであり、これに関して調査した文書は存在していない。

エ 審査請求人は、令和5年5月1日付け件名「抗議 全くの理不尽」内において、「報告書はすでにあるはずですから」とし、調査資料が公文書として存在するはずである旨を主張しているが、前記の理由により、調査資料は最初から作成されていない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件決定の分類について

本件請求は3件の開示請求から成るが、別記1及び別記2の請求内容をみると、監察課長文書に関する決定である本件決定1、本件決定2及び本件決定4の組合せと、実施機関が静岡県議会において行った発言の調査内容に関する決定である本件決定3及び本件決定5の組合せの2種類に分類することが可能であり、実施機関の弁明もそのように分類されているため、当審査においても、この2分類を採用し、以下審査する。

(2) 本件決定1、本件決定2及び本件決定4について

実施機関は、監察課長文書を作成するためのメモは存在していたが、あくまでも個人的なメモであり公文書ではなく、既に廃棄済みのため、請求対象公文書1、請求対象公文書2及び請求対象公文書4を保有していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件各決定を行った。

これに対し、審査請求人は、調査資料が存在しているはずである旨を主張し、また、文書特定に不備がある旨も併せて主張し、各決定の取消しを求めて審査請求を提起したものであることから、以下、請求対象公文書1、請求対象公文書2及び請求対象公文書4を不存在としたことの当否について検討する。

ア 請求対象公文書1の特定について

別記1 No.1の内容を見ると、「監察課が行った調査内容の開示を証拠として求める。結果発言だけでなく証拠の提示を求める。」とされているところ、一般に、「AだけでなくBも」との表現により請求を行う場合、A、Bいずれか一方のみが請求対象となるのではなく、A、B双方が請求対象となるものと解される。

しかし、弁明書の記述では、「証拠」のみを対象文書として特定しており、「結果発言」について特定した形跡がない。この点について、当審査会事務局職員をして実施機関の認識を確認させたところ、「結果発言」とは、審査請求人が既に保有している監察課長文書と思われ、また、「証拠の提示を求める」という部分に下線が引かれ強調されていることから、「結果発言」以外の「証拠」を開示してほしい旨と解釈したとの説明があった。

審査請求人は意見書にて、監察課長文書を開示対象とすべき旨を主張するが、審査請求人は既に監察課長文書を保有している旨を開示請求書にて主張しており、その点を踏まえれば、改めて当該文書を開示する意義に乏しく、開示決定時点で実施機関が「証拠」のみを開示対象として特定したことは、不合理とはいえない。

また、「証拠」については、審査請求人が「その監察課が行った調査内容の

開示」としていることから、実施機関が監察課長文書の調査資料を対象公文書として特定したことは、妥当といえる。

イ 請求対象公文書 2 及び請求対象公文書 4 の特定について

請求対象公文書 2 及び請求対象公文書 4 の特定においては、実施機関と審査請求人との間で複数回の補正が行われ、審査請求人は、最終的に、実施機関が特定した公文書が開示請求したい公文書と相違ない旨を回答しているため、文書の特定は妥当である。

ウ 本件決定 1、本件決定 2 及び本件決定 4 の妥当性について

実施機関は、監察課長文書を作成した当時、担当者が作成した聞き取りメモが資料として存在していたが、あくまでも個人的なメモであって公文書ではなく、廃棄済みである旨を主張する。

たしかに、監察課長文書の案を作成する段階での個人的な検討資料であれば、当該メモは私文書であり、当該文書の決裁後にまで保存しておく必要はないといえる。しかし、例えば当該メモが監察課長文書の起案文書に添付されている場合等、組織共用性があると認められる場合、メモ又は検討資料であったとしても、私文書ではなく公文書であるといえる。また、メモそれ自体が廃棄されていたとしても、当該起案文書に何らかの説明資料が添付されていたり、経緯等が記載されていれば、それらは請求対象公文書となり得る。

そこで、当審査会事務局職員をして監察課長文書の起案文書を確認させたところ、メモその他の資料は添付されておらず、当該起案文中に、経緯等の記述もなかった。

一般的な事務対応として、監察課長文書のように、何らかの依頼への回答や結果を通知する文書を作成、発出する場合、意思決定の背景等を記録しておくために、当該文書の作成経緯や聞き取り内容等を記述した説明資料を起案文書に添付することが考えられるが、経緯等を決裁時に口頭で説明することで足りるなど、説明資料の作成を省略する場合も考えられる。

監察課長文書のような文書を発出する際、意思決定がどのように行われるべきかはともかく、実際の対応として、メモ等の添付や起案文書中に経緯等の記述はなく、決裁後にメモを廃棄したことも不自然、不合理とまではいえない。

したがって、請求対象公文書 1、請求対象公文書 2 及び請求対象公文書 4 を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、当該文書を保有していないとして非開示（不存在）とした決定は、妥当である。

(3) 本件決定 3 及び本件決定 5 について

実施機関は、公文書開示請求時点において、文書は保存期間の経過により、既に廃棄済みであり、また、他には存在しないため、請求対象公文書 3 及び請求対象公文書 5 を保有していないとして、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、不存在を理由とする本件各決定を行った。

これに対し、審査請求人は、調査資料が存在しているはずである旨を主張し、各決定の取消しを求めて審査請求を提起したものであることから、以下、請求対象公文書3及び請求対象公文書5を不存在としたことの当否について検討する。

ア 請求対象公文書3及び請求対象公文書5の特定について

請求対象公文書3及び請求対象公文書5の特定においては、実施機関と審査請求人との間で複数回の補正が行われ、審査請求人は、最終的に、実施機関が特定した公文書が開示請求したい公文書と相違ない旨を回答しているため、文書の特定は妥当である。

イ 本件決定3及び本件決定5の妥当性について

実施機関は、特定の警察職員に係る海外研修の事務は平成23年度中に行われたものであり、公文書開示請求時点において、公文書の保存期間3年が経過しているため関係文書は廃棄済みである旨を主張し、併せて、研修募集時における実施機関の通例を示し、静岡県議会には通例に基づき報告したのであって、報告に際して調査は行っていない旨を主張する。

県議会への報告時点で、実施機関が平成23年度当時の研修関係文書を保有していない以上、通例どおりの対応をしたとして報告したことは不自然とはいえ、報告内容として不足はないと実施機関が判断したのであれば、それ以上の調査を行っていないとしても、不合理とはいえない。

したがって、請求対象公文書3及び請求対象公文書5を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、当該文書を保有していないとして非開示（不存在）とした決定は、妥当である。

(4) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

No.	内 容
1	<p>令和4年9月12日付で、「<u>英語が話せなくて問題ない。</u>」と発言した事実は確認されませんでした、とされた。静岡県警察本部としての、監察課課長の返事において文書を送付された。それは当方が<u>証拠8</u>として提示している。</p> <p>それは、①〇〇警視〇〇署副署長と②〇〇署〇〇警部課長の罰則規定のある、地方公務員災害補償基金での証言である、募集要項に語学は含まれておらず、自分が本部へ確認した中でも、<u>英語が話せなくても問題ないと聞いた。また、本人へもそうしたことを伝えていた。</u>(これは基金で〇〇警視〇〇署副署長が証言した。)これは、<u>甲第9号証に〇〇警部の証言</u>としても、裁判で採用された。</p> <p>このような虚偽が平気でなされた。静岡県警の不正・不誠実に抗議し、その監察課が行った調査内容の開示を証拠として求める。</p> <p>結果発言だけでなく<u>証拠の提示</u>を求める。議会における県警の処置状況の背景証拠の開示があつてこそ(私の方の証拠提示は既にしているのだから)対等の立場である、と考える。</p>
2	(略)
3	(略)

※下線は、審査請求人が付したものである。

別記2 補正後の開示請求の内容と本件決定との対応関係

No.	開示請求の内容	本件決定
1	(補正なし)	1
2	(1) 令和4年9月12日付、静岡県警察本部監察課長からの、「英語が話せなくて問題ない。」と発言した事実は確認されませんでした、との返事に関する調査内容が記載された文書	2
	(2) 「主催者が作成した募集要項を職員にそのまま示すのが通例であり、本件においても、同様の内容が採られた」という、静岡県議会文教警察委員会における発言に至った調査内容が記載された文書	3
3	(1) 令和4年9月12日付、静岡県警察本部監察課長からの、「英語が話せなくて問題ない。」と発言した事実は確認されませんでした、との返事に関する調査内容が記載された文書	4
	(2) 「主催者が作成した募集要項を職員にそのまま示すのが通例であり、本件においても、同様の内容が採られた」という、静岡県議会文教警察委員会における発言に至った調査内容が記載された文書	5

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和5年 9月 1日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
令和6年 11月 19日	審議	第382回
令和7年 1月 28日	審議	第384回
令和7年 2月 27日	審議、答申	第385回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 382 回～第 385 回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部 教授	第 382 回～第 385 回
久 保 田 誠 実	弁護士	第 382 回、第 385 回
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部 特任教授	第 382 回～第 385 回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会監事	第 382 回
森 下 文 雄	弁護士	第 382 回～第 385 回